

始良市定例記者会見

日時：平成 26 年 8 月 28 日（木）

午前 9 時 30 分～

場所：始良庁舎本館 2 階大会議室

1 開会あいさつ

2 発表項目

- ・平成 26 年第 3 回定例会に提案する平成 26 年度一般会計補正予算について
- ・平成 25 年度決算について

3 情報提供

- ・始良市民歌と始良音頭の曲及び C D ジャケット用等イラスト・写真を募集について
- ・アイラリー（健康づくりポイント制度）について
- ・第 36 回 始良市かじき秋まつりについて
- ・第 21 回 日本一大楠どんと秋まつりについて

4 閉会あいさつ

平成26年度第3回定例会に提案する一般会計補正予算（第2号）について

平成26年度第3回定例会に提案する一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ100,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を31,792,207千円とするものです。
補正予算の主な事業は以下のとおりです。

（単位：千円）

No.	予算書	新規	事業名称	補正 予算額	主な内容	担当部課（局）
1	P 20		自治会等活動支援事業（始良）	428	○自治公民館建設事業等補助金 ・自治集会施設等整備補助金（30%補助） 城瀬自治会 外壁塗装 286千円 ・自治組織放送設備設置補助金 船津自治会 戸別受信機 142千円	企画部地域政策課
2	P 21		自治会等活動支援事業（加治木）	1,500	○自治公民館建設事業等補助金 ・自治集会施設等整備補助金（30%補助） 楯園自治会 公民館建替補助 1,500千円	加治木地域振興課
3	P 29		国民年金委託事務事業	692	○平成27年10月施行の年金生活者支援給付金支給に対応するための国民年金システム改修	市民生活部保険年金課
4	P 34	○	あいら斎場施設整備事業	4,333	○あいら斎場建設予定候補地の地質調査等委託料 ・地質調査委託料 2,754千円 ・測量業務委託料 1,579千円 参考資料 P 3	市民生活部環境施設課
5	P 36	○	機構集積支援事業	1,021	○平成26年4月の農地法改正により法定化された農地台帳改修に係るシステム改修委託料	農業委員会事務局
6	P 36	○	農地中間管理機構業務委託事業	3,431	○平成26年度に創設された「農地中間管理事業制度」に基づき、各都道府県に設置する農地中間管理機構（県地域振興公社）が、農地の貸し借りなどを仲介し、大規模な農業経営を目指す担い手へ農地集約を図る新たな仕組みが始まり、農地中間管理機構から業務の一部を市へ委託されるため、それに係る事務費 参考資料 P 4～	農林水産部農政課
7	P 37	○	機構集積協力金交付事業	15,400	○農地中間管理事業に基づき、農地の出し手に対する支援として「機構集積協力金」を交付 ・地域に対する支援 地域集積協力金 ・個々の出し手に対する支援 経営転換協力金 耕作者集積協力金 参考資料 P 4～	農林水産部農政課
8	P 37	○	有機農業推進事業	208	○市有機農業振興協議会設立に向けた事業 有機農業を推進するために、有機農業における栽培技術の開発・普及や有機農業者等への支援、市民の理解・関心の増進等、有機農業を推進するため「始良市有機農業推進計画」を策定	農林水産部農政課
9	P 37		三叉コミュニティセンター温泉施設等整備事業	5,760	○駐車場用地購入費 約587㎡ ・測量・分筆等委託料 470千円 ・土地購入費 4,690千円 ・立木等補償 600千円 参考資料 P 6	農林水産部農政課
10	P 38		市単独農道及び農業用施設整備事業	5,698	○農業用施設等整備委託料 4,188千円 ・塩入地区水路土砂搬出委託 ・塩入地区水路法面整備委託 ・白男地区農道整備委託 ・船津地区農道整備委託 ○城山地区道路用地抵当権抹消登記委託 20千円 ○用地測量委託料 1,490千円 ・寺師地区農道用地測量委託 ・平松地区農道用地測量委託	農林水産部耕地課
11	P 43		急傾斜地崩壊対策事業	37,000	○急傾斜地崩壊対策事業（業務委託、工事請負費） ・鍋倉地区 ・火の宇都地区 参考資料 P 7	建設部土木課

No.	予算書	新規	事業名称	補正 予算額	主な内容	担当部課（局）
12	P 47	○	避難所整備事業	6,534	○国道10号線4車線化計画に伴う白浜地区緊急避難場所設計業務委託料 参考資料P 8	総務部危機管理課
13	P 48		地域防災計画策定事業	8,302	○平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴う市地域防災計画の見直し ・指定避難所・緊急避難場所の見直し及び津波浸水想定域の調査 ・津波浸水・土砂災害ハザードマップの作成	総務部危機管理課
14	P 49		スーパーサイエンス総合推進事業	3,265	○『サイエンスあいランド』実施経費 米村でんじろう氏による科学実験・体験事業の開催	教育委員会学校教育課
15	P 50		小学校教育振興事業	500	○松原なぎさ小学校「緑と水の森林ファンド」事業（学校環境緑化モデル事業）助成金交付決定に伴う 500千円 樹木、プランター、肥料等購入費 樹木案内板、花名札等作成経費 芝刈り機・管理機購入費	教育委員会学校教育課
16	P 53		公民館維持管理事業	665	○県道改良工事に伴う立木移設・伐採委託料 505千円 ○始良公民館ワイヤレスマイク購入	教育委員会社会教育課
17	P 53		文化財保護管理事業	3,126	○土地分筆測量委託 640千円 ○「江夏友賢墓」周辺整備工事 2,486千円 ・階段、手摺、転落防止フェンスの設置 参考資料P 9～	教育委員会社会教育課
18	P 56		現年耕地災害復旧事業	4,500	○農道及び用排水路の災害復旧委託料	農林水産部耕地課
19	P 56		現年林道災害復旧事業	2,000	○林道の路肩崩壊、法面崩壊等発生による災害復旧委託料 ・林道堂園線、鍋倉線、木場内甌線、岩剣線、皿木宇都線 ・作業路 黒岩線	農林水産部林務水産課
20	P 57		現年土木施設災害復旧事業	8,130	○測量設計 1,000千円 ○工事請負費 7,130千円 ・永原市野線 ・池平琴ヶ谷線	建設部土木課
計				100,308		

参 考 資 料



N
↑

201408261019 NA0118

※注意：これは農地利用図であり、公図（地籍図等）に替えられるものではありません。

始良市役所 平成26年 8月26日

農地中間管理事業の推進に関する法律， 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を 改正する等の法律の概要

10年後に目指す姿(日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定))

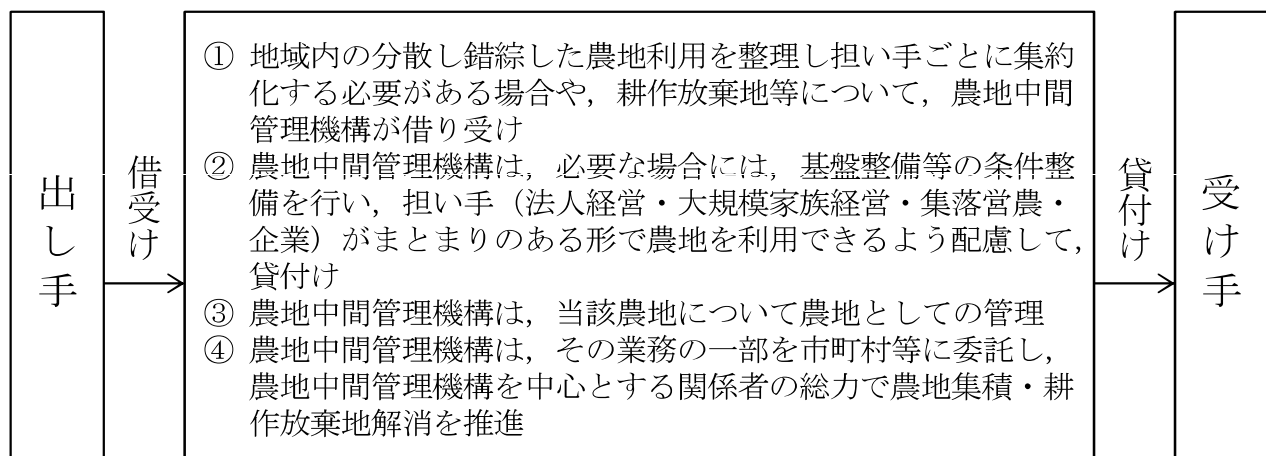
- 担い手が利用する農地面積を全農地の8割(現状5割)に拡大
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人(現状20万人)に拡大
- 法人経営体を5万法人(現状12,500法人)に拡大

法律の概要

1 農地中間管理事業の推進に関する法律

(平成25年12月5日成立, 12月13日公布, 平成26年3月1日施行)

農地中間管理機構 (都道府県に1つ)



2 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年12月5日成立, 12月13日公布, 平成26年4月1日施行)

(1) 農業経営基盤強化促進法の一部改正

就農支援資金を都道府県資金から日本政策公庫資金への変更等の見直し

(2) 農地法の一部改正

- ① 遊休農地対策の強化
 - i 遊休農地予備軍も対象とする
 - ii 農地中間管理機構に貸し付ける意思等の調査から手続を開始し、裁定(利用権設定)に至る手続を簡素化
 - iii 所有者不明等の際の公告手続の改善
- ② 農地台帳等の法定化

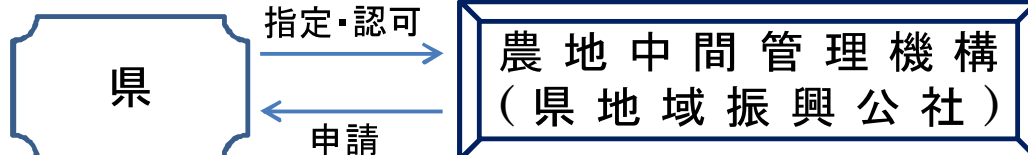
農地集積の推進体制（イメージ）

県農地集積推進委員会（仮称）

県，地域振興公社，農業会議，JA中央会，土改連 等



連携



機構に係る県の業務

- ・農地中間管理機構の指定
- ・県基本方針の策定
- ・機構の役員の選任・解任の認可
- ・機構の事業規程の認可
- ・機構が作成する事業計画等の認可
- ・機構が決定した農用地利用配分計画の認可・公告
- ・機構が業務委託する際の承認
- ・（機構集積協力金の交付等） など

機構の業務

- ・農地を集約化して担い手に貸付け
- ・借受け農地の管理
- ・農地の利用条件の改善
- ・所有者との契約締結
- ・借受希望者の公募・リストの公表
- ・農用地利用配分計画の決定
- ・市町村等への業務委託 など

業務委託

【 地域段階 】

支庁・振興局

- （支庁・振興局）
- ・機構集積協力金等補助金等の交付等
- ・人・農地プランの作成支援
- ・農地中間管理事業の制度等の周知
- ・地域段階の関係機関・団体との連携及び協力 など

市町村等の役割

市町村，（農業委員会）
市町村協議会

- （市町村）
- ・相談窓口の設置
- ・人・農地プラン作成・見直し
- ・農用地利用配分計画（案）の作成
- ・出し手の掘り起こし
- ・借受け希望者との交渉
- ・機構集積協力金の交付等

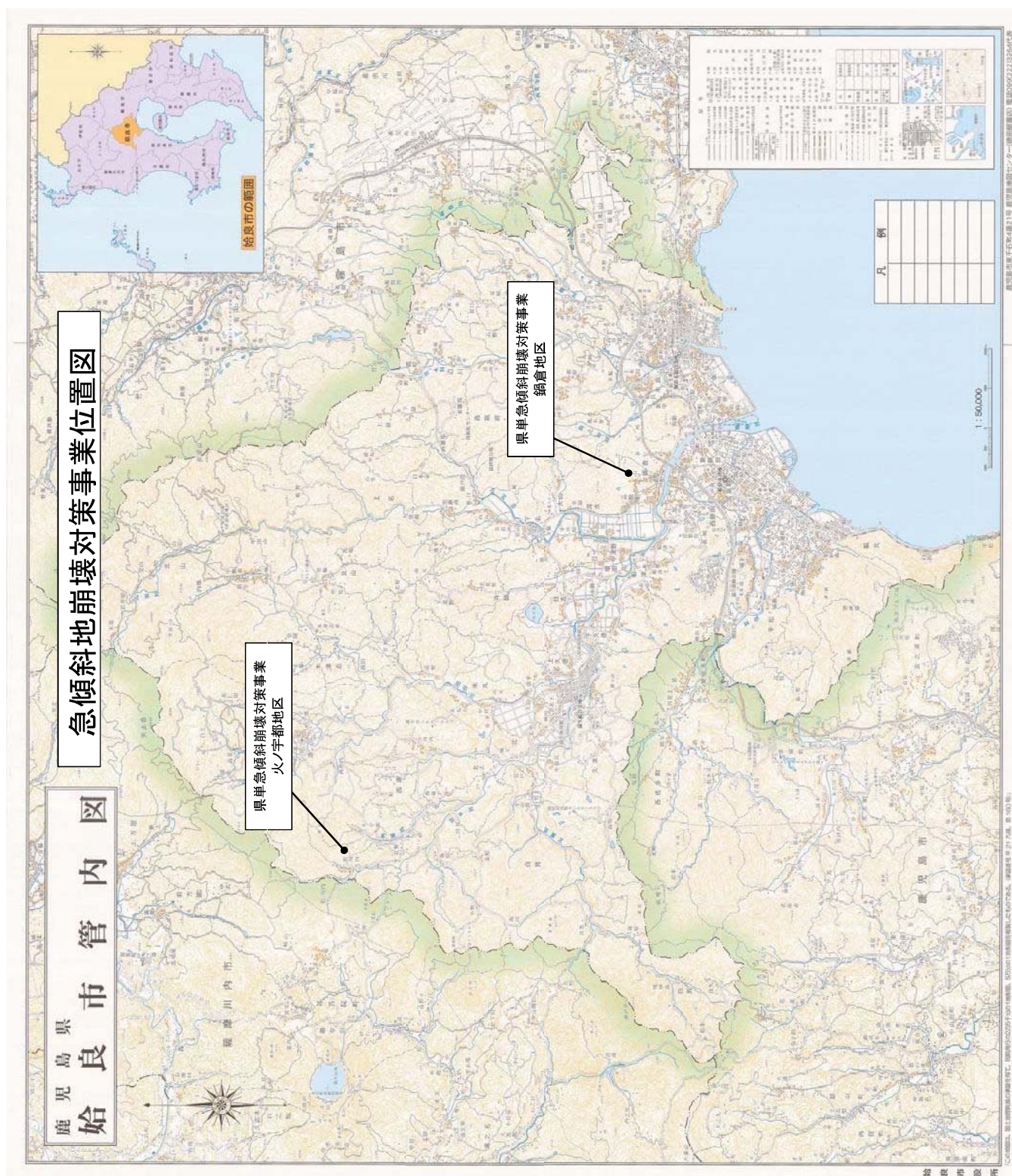
- （農業委員会）
- ・相談窓口の設置
- ・農地台帳・電子地図システムの整備 など

JA，市町村公社 等

- （JA）
- ・相談窓口の設置
- ・地域営農ビジョンの作成
- ・組合員（出し手・受け手）の意向把握 など

- （市町村公社・土地改良区等）
- ・農地の管理
- ・農地の基盤整備
- ・土地改良事業等との調整 など

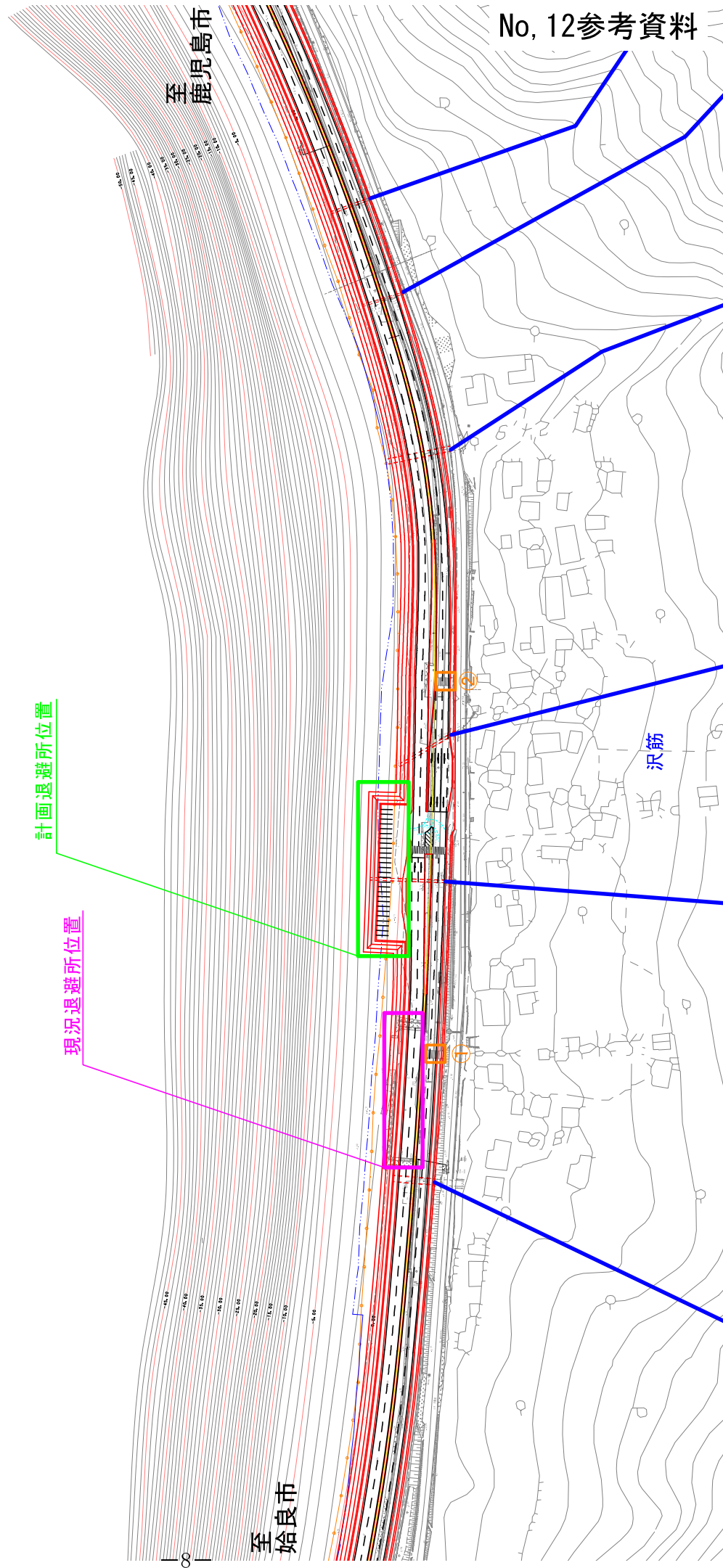




既設横断歩道①



既設横断歩道②





階段・手すり・転落防止フェンス設置

市指定文化財「江夏友賢墓」

※江夏友賢

明国福建省江夏郡生まれ、薩南学派の高僧、一翁和尚・文之和尚に朱子学を教え、島津義弘に仕えて朝鮮の役にも従軍した。鶴丸城（鹿児島市）、舞鶴城（国分市）、加治木館の縄張りを行った。



始良市借上型市営住宅（山田地区定住促進住宅）

1. 事業の概要

市が予定している市営住宅を建設するに当たり、共同住宅（附帯施設を含む）を市が認定した事業者（認定事業者）が建設して、それを市が18年間借り上げて市営住宅（定住促進住宅）として使用するものである。

認定事業者は、市が募集し「始良市借上型市営住宅等選定委員会」の審議を経て決定する。

2. 認定事業者

- ① 市が提示した条件を満足する建物を建設し、18年間の賃貸借契約を締結することができる法人。
- ② 建築基準法第6条の建築確認申請等ができる法人。
建物は市の所有でないため、所有者である認定事業者が申請することとなる。
- ③ 建設費は一括で支払うものではなく、18年間の賃貸借契約を締結し、毎月家賃として支払うことから、契約は1社と締結するものとする。2社以上のJV（共同企業体等）は認定事業者にはなれない。
- ④ その他市からの条件を満足できる法人。

3. 借上型市営住宅等の用地

借上型市営住宅等の用地は、借上期間中は市が無償で認定事業者に貸与し、認定事業者が共同住宅を建て、それを市が借り上げて市営住宅として使用する。

4. 契約対象工事

賃貸借契約の対象工事は、建築本体（特殊基礎工事含む）と電気設備・テレビ共視聴設備・ガス設備・給排水衛生設備・外構工事・駐車スペース・自転車置場・空配管（電話・衛星放送・エアコン用スリーブ）等を含む。

5. 建築についての条件

- ① 建築基準法による確認申請等を申請し受理すること。
- ② 始良市借上型市営住宅等制度要綱に定める整備基準を満足すること。
- ③ 「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」の基本レベルを満足すること。
鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを遵守すること。始良市公共建築物等木材利用促進方針の規定により、可能な限り内装等の木質化を推進すること。
- ④ 公営住宅法及び公営住宅等整備基準に準ずること。
- ⑤ 住宅の品質確保の促進等に関する法律の性能表示制度に基づき、「公営住宅」としての設計住宅性能評価に準ずること。
- ⑥ 市が指定する期日までに工事を完成すること。
- ⑦ 住戸1戸あたりの専用面積は、65㎡以上とする。

- ⑧ 官公庁等への諸手続きを含むものとする。
- ⑨ 提出書類等の事務を処理すること。
- ⑩ その他の条件については、別途指示する。

6. 賃貸借契約に含まれるもの

- ① 建設工事費（建築工事・電気・テレビ共視聴・ガス・給排水衛生・外構工事等）
- ② 建物の18年間の維持管理費（管理の範囲は別に定める）
- ③ 不動産取得税
- ④ 固定資産税
- ⑤ 火災保険料
- ⑥ 金利
- ⑦ その他（各種申請手数料・給水負担金等）

7. 借上期間終了時

借上期間終了と同時に住宅及び附帯施設を市に寄付採納とし、引き続き市営住宅として市が管理する。

8. 賃貸借を予定している団地・年度・建設戸数

山田地区定住促進住宅 平成27年度 ～ 2棟30戸（3LDK）

9. 賃貸借契約金の支払、契約金額、債務負担行為額

貸与を受けた日から18年間の毎月支払とする。

一戸あたり毎月70,000円を限度とする。

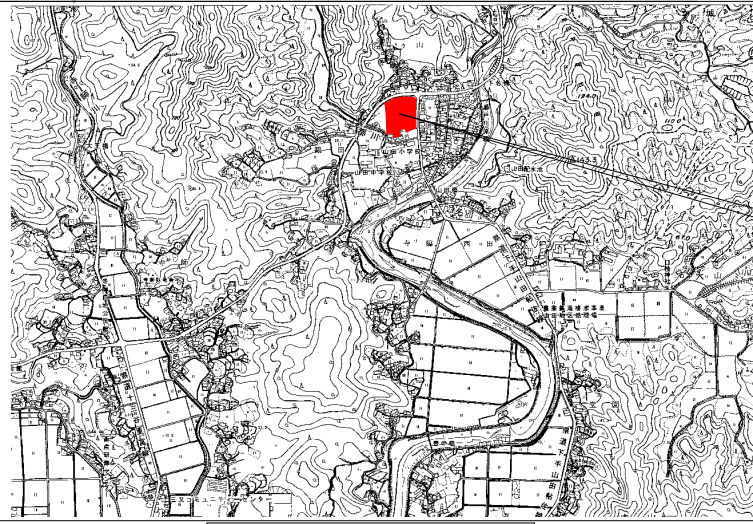
債務負担行為限度額

$$70,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 戸} \times 12 \text{ 月} \times 18 \text{ 年} = 453,600,000 \text{ 円}$$

10. 山田地区定住促進住宅の入居

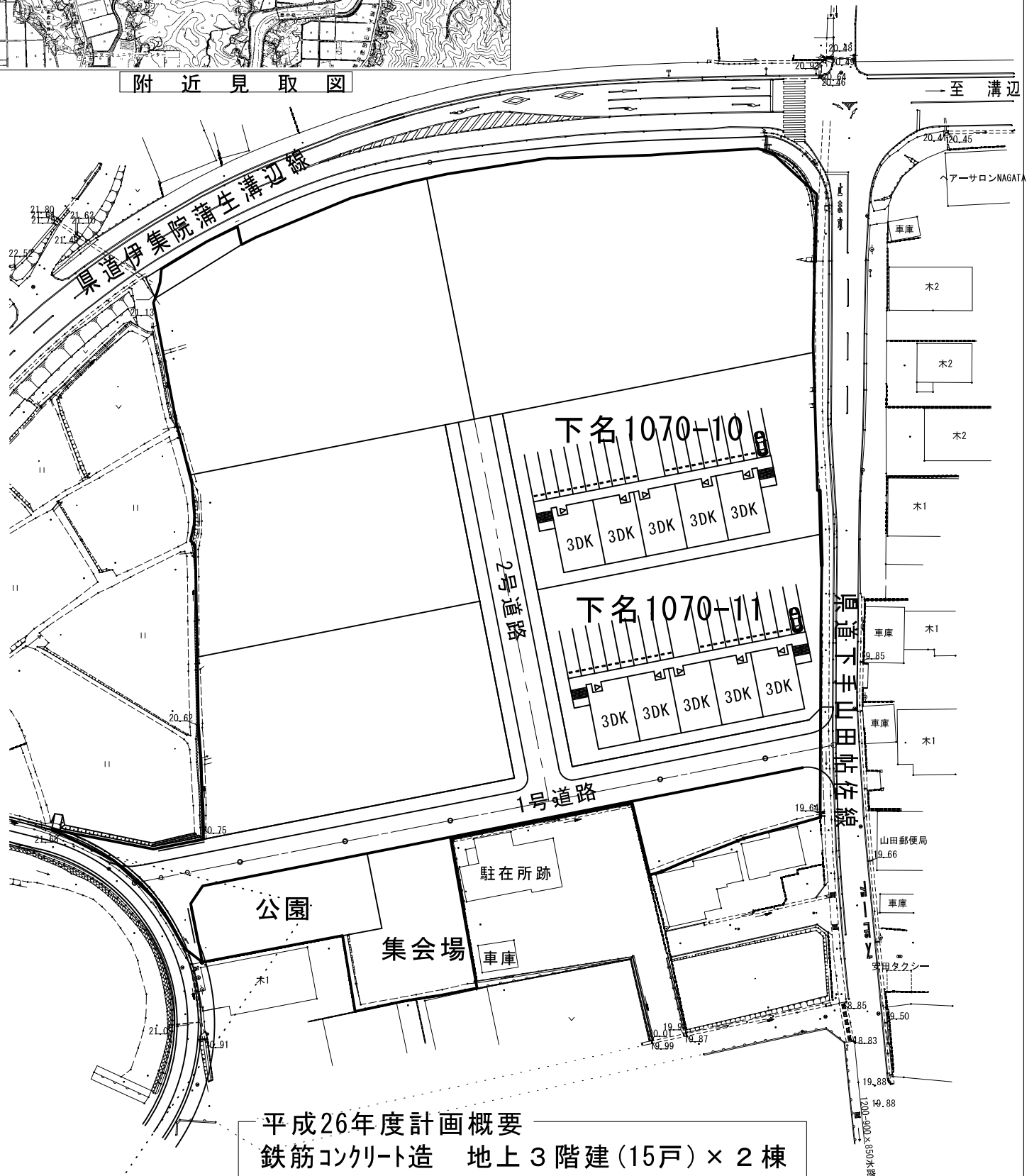
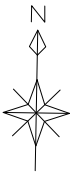
入居者の募集は、公募により行うが子どもを有する若い世帯が入居しやすい制度で募集する。

家賃は、近隣の市営住宅や民間住宅の家賃を考慮して定め、子どもを有する若い世帯の家賃減額制度を予定している。



附近見取図

計画地：始良市 下名 地内



平成26年度計画概要
鉄筋コンクリート造 地上3階建(15戸)×2棟
山田地区定住促進住宅計画(案)

平成 25 年度 決算資料

平成25年度決算資料

【始良市】 一般会計

実質収支に関する調書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	28,992,233
2 歳 出	総 額	27,874,162
3 歳 入 歳 出	差 引 額	1,118,071
4 翌年度へ繰越 す べ き 財 源	(1) 継続費繰次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	137,877
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	137,877
5 実 質	収 支 額	980,194
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	500,000

【始良市】 国民健康保険特別会計事業勘定

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	9, 5 4 5, 3 6 3
2 歳 出	総 額	9, 0 3 6, 4 4 5
3 歳 入 歳 出	差 引 額	5 0 8, 9 1 8
4 翌年度へ繰越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	5 0 8, 9 1 8
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	0

【始良市】 国民健康保険特別会計施設勘定

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	80,206
2 歳 出	総 額	76,920
3 歳 入 歳 出	差 引 額	3,286
4 翌年度へ繰越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	3,286
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	0

【始良市】 後期高齢者医療特別会計

実質収支に関する調書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	9 0 6 , 7 3 0
2 歳 出	総 額	8 7 9 , 1 1 7
3 歳 入 歳 出	差 引 額	2 7 , 6 1 3
4 翌年度へ繰越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	2 7 , 6 1 3
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	0

【始良市】 介護保険特別会計保険事業勘定

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	5, 8 6 0, 2 3 6
2 歳 出	総 額	5, 7 4 5, 0 8 9
3 歳 入 歳 出	差 引 額	1 1 5, 1 4 7
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費繰次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	1 1 5, 1 4 7
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	0

【始良市】 介護保険特別会計介護サービス事業勘定

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	7 1 , 9 9 3
2 歳 出	総 額	7 0 , 1 9 2
3 歳 入 歳 出	差 引 額	1 , 8 0 1
4 翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	1 , 8 0 1
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	0

【始良市】 簡易水道施設事業特別会計

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	1 1 7, 0 0 5
2 歳 出	総 額	1 1 2, 1 4 3
3 歳 入 歳 出	差 引 額	4, 8 6 2
4 翌年度へ繰越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	4, 8 6 2
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	0

【始良市】 農業集落排水事業特別会計

実質収支に関する調書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	5 3 , 4 6 3
2 歳 出	総 額	5 1 , 6 0 4
3 歳 入 歳 出	差 引 額	1 , 8 5 9
4 翌年度へ繰越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	1 , 8 5 9
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	0

【始良市】 地域下水処理事業特別会計

実質収支に関する調書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	62,584
2 歳 出	総 額	58,763
3 歳 入 歳 出	差 引 額	3,821
4 翌年度へ繰越 す べ き 財 源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	3,821
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	0

【始良市】 農林業労働者災害共済事業特別会計

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	2, 1 7 8
2 歳 出	総 額	2, 1 4 2
3 歳 入 歳 出	差 引 額	3 6
4 翌年度へ繰越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	3 6
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	0

【始良市】 土地区画整理事業特別会計

実質収支に関する調書

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	7 8 5
2 歳 出	総 額	7 4 1
3 歳 入 歳 出	差 引 額	4 4
4 翌年度へ繰越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	4 4
6	実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額	0

情 報 提 供

始良市事業説明

発表事項	始良市民歌と始良音頭の曲及びCDジャケット用等イラスト・写真を募集
事業概要	本市は、市制5周年を迎えるに当たり、「市民歌」と「市民音頭」を制作中である。「歌詞」の選考が終わり、「曲（メロディ）」を募集する。 併せて、市民歌のCDや市民音頭のDVDのジャケット等に掲載する写真・イラストも募集する。
発表内容	【曲（メロディ）募集】 受付期間：平成26年8月1日（金）～平成26年9月19日（金） 応募資格：募集要項の応募の規定などに承諾できる方であれば、プロ・アマチュア問わずどなたでも可。共同制作、グループでの応募も可。 入賞賞金：市民歌、音頭それぞれ1点10万円 入賞作品の披露・発表：平成27年5月に開催予定の「始良市制施行5周年記念式典」 応募方法：曲（メロディ）のデータ（mp3）と譜面（PDF）に応募用紙を添えてメール 曲（メロディ）を録音したCDと譜面に応募用紙を添えて郵送又は持参 【イラスト・写真募集】 受付期間：平成26年10月14日（金）～平成26年11月14日（金） 応募資格：始良市在住または始良市に所縁のあるアマチュアの方 イラスト：高校生以下（18歳以下） 写 真：年齢不問 アマチュアの方 テーマ：「私の好きな始良」 採用作品の披露・発表：平成27年5月に開催予定の「始良市制施行5周年記念式典」 応募作品の取扱い：作品展の開催や応募作品の中から市民歌・音頭のプロモーション・各種イベント、市PR用の広報紙・ホームページ等で使用する。 応募方法：応募用紙を添えて郵送または持参 イラスト：八つ切以下 写真：四つ切以下 【応募先または問合せ先】 〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地 始良市総務部総務課総務係 電話 0995-66-3111 FAX 0995-65-7112 E-mail somu@city.aira.lg.jp ※詳細については、始良市ホームページにて「市民歌」でご検索ください。
担当課	総務課 総務係 ☎ 0995-66-3111 内線214、215
備考	
添付資料	無

始良市事業説明

発表事項	9月から『アイラリー』が始まります！
事業概要	市健康づくり応援ポイントラリー事業（健康増進係主管）と市高齢者元気度アップ・ポイント事業（介護保険係主管）がタイアップして取り組むもので、通称『アイラリー』として事業展開します。 その成果として、健康づくりへの動機付けや運動習慣の定着化が促進され、健康に対する市民意識の向上が図られることを期待しています。 事業は20歳以上の市民を対象とし、ステップ1自らの健康づくりの目標を立てる。ステップ2検(健)診受診、献血への協力。ステップ3健康イベントや教室への参加。これらを実践して、ポイントラリーカードに記録して、応募することで、市商工会商品券や市特産品獲得へのチャンスが広がるものです。
発表内容	市民の健康づくりの応援事業として、『アイラリー』が新規スタートします。 20歳以上の参加希望者は、健康づくりの目標を立ててステップ1、検診や献血で健康チェックしてステップ2、健康教室やイベント参加でいきいきリフレッシュしてステップ3。これらをクリアして健康意識が向上したら、ポイントラリーカードに記入して、ポイントシールを集めて応募しましょう。 ラッキーな方には、市商工会商品券(1,000円)との引き換え、さらには、抽選によって市特産品が当たります。 『アイラリー』の対象となる検診・健診やイベント・教室・施設などは、9月号以降の「市報あいら」に★クローバーマークが印してあります。また、イベント会場や施設では、ポスターやチラシでもお知らせしています。 今回は、年度途中からスタートし、しかも12月19日(金)までの申込締切りとあって、短い期間ではありますが、この機会に多くの方々に関心を高めていただき、市全域に健康づくりの機運が高まるであろうことを期待しています。
担当課	市民生活部 健康増進課 健康増進係 ☎ 0995-66-3111（内線148）
備考	
添付資料	有

アイ
ラリー

健康づくりに取り組んで、検診を受けて健康チェック
健康教室やイベントに参加していきいきリフレッシュ

アイラリー



健康づくりに取り組むあなたを応援します

特典①

商工会の ※
商品券と交換



※応募多数の場合は抽選

特典②

さらに抽選で
市の特産品



ステップ1～3をポイントラリーカードに
記入して、シールを集めて商品券をもらおう！
さらに、抽選で特産品が当たります！

✕キリトリ線

POSTCARD

郵送の際は、
52円切手をお貼りください

8 9 9 5 4 9 2

始良市役所 健康増進課
アイラリー事務局 行

✿ 平成26年12月19日(金) 必着

お名前

生年月日 T・S・H 年 月 日

ご住所 899-
始良市

お電話

※記録漏れ、虚偽の記録は応募無効となります。
※記録が済んだカードは郵送いただくか、市役所、各総合支
所、各保健センターの応募箱へ投函ください。
※個人情報などは当事業以外に使用しません。

参加対象者

20歳以上の
始良市民の
みなさん

ステップ1 健康づくりの
目標を立てる。

ウォーキングやラジオ体
操など自ら取り組む健康
づくりの目標を立てる。

ステップ2 検診・献血を
受ける。

市が実施するがん検診や
特定健診・献血を受ける。



シール入手

ステップ3 イベントなどに
参加する。

教室やイベントに参加す
るか、対象の公共施設を
利用する。



シール入手

ゴール 応募して
特典と交換

記入と3つのシールを合
わせて商品券や市の特産
品が当たるチャンス！



詳しくは裏面で！

ステップ 1

目標を立ててチャレンジ

まずはウォーキングやラジオ体操など、健康づくりに向けた目標を立てましょう。「毎日〇〇歩以上歩く」「禁煙」「〇〇体操に取り組む」など、目標が決まりましたらカードへ記入します。

あいらイラリー 検索



ステップ 2

検診などを受ける (今年4月からの検診なども対象です)

つぎの検診などを受けて1ポイント(シール)を獲得しましょう。

※検診日程の都合上、つぎの「ステップ3」と獲得日が前後しても構いません。

がん検診など ※がん等セット・女性・血液の各種検診が対象	検診会場でシールをもらうか、すでに受診された方は□枠に受診日を記入してください。
献血協力	市内の献血会場でシールをもらってください。
特定健診・長寿健診	自分でカードに記録(□にチェック)。
歯周疾患検診	自分でカードに記録(□にチェック)。
基本チェックリスト提出	リストを提出(返送)した日を記録。
人間ドック・職場健診	自分で受診日と受診した病院名をカードに記録。



ステップ 3

対象の健康教室・講座・イベントへの参加、または対象施設を利用

対象となる健康教室や公民館講座などのイベントに参加するか、対象施設を利用して2ポイント(シール)を獲得しましょう。ポイントがもらえるイベントや施設情報は広報紙などで随時お知らせします。対象施設は、9/1発行の広報あいらに掲載してあります。



ゴール

応募して交換

ステップ①～③を右のカードに記録後、郵送いただくか、市役所・支所・保健センターの応募箱へ投函してください。商品券(1,000円分)と交換できます。さらに、抽選で特産品などの詰合せセットが当たります。※商品券引換のお知らせは、12月下旬にハガキで通知します。応募多数の場合は抽選となります。

おさらい

1. 対象者 20歳以上の始良市民の方(市税など未納の無い方)
2. 応募条件 次の各項目を實踐してカードに記録した方
 - ・実践する(しようとする)健康づくりを記入
 - ・検診などを受診(1ポイント)
 - ・対象イベントなどに参加(2ポイント)
 - ・応募は、お一人様1年度1回に限りです。
3. 応募期限 平成26年12月19日(金)必着
4. 賞品① 商工会商品券1,000円分(応募多数の場合、抽選)
 - ※市役所本庁・各総合支所の窓口でお渡しします。
 - ※商品券の有効期限にご注意ください。
- ② 参加者の中から抽選で市特産品の詰合せセット
 - ※発表は発送をもって代えさせていただきます。

問合先

アイラリー事務局(始良市健康増進課内) ☎66-3111(内線148)



「アイラリー」ポイントラリーカード

ステップ①～③までの健康づくりを記録したら郵送、または応募箱にご投函ください。 ※応募期限:平成26年12月19日(金)必着

ステップ 1

目標を立ててチャレンジ

取り組んでいる(目標としている)健康づくりを記入しましょう。

ステップ 2

検診などを受診

受診した検診などにチェックして、右の枠にシールを貼ってください。(受診日を必ずご記入ください)

- ☐ がん検診など
☐ 献血協力
☐ 特定健診・長寿健診
☐ 歯周疾患検診
☐ 基本チェックリスト提出
☐ 人間ドック・職場健診

各会場でシールをもらいましょう。がん検診などは受診日記入のみで可能。

シールは不要です。受診日を必ずご記入ください。

シール貼付枠

受診日(提出日)
平成 年 月 日

受診した病院名

ステップ 3

対象の健康教室・講座・イベントへの参加、または対象施設を利用

対象イベントなどに参加。主催者からシールをもらいましょう。

シール貼付枠

シール貼付枠

参加日
平成 年 月 日

参加日
平成 年 月 日

始良市イベント情報

発表事項	第 36 回 始良市かじき秋まつり
主 催	始良市かじき秋まつり実行委員会
日 時	平成 26 年 11 月 9 日（日） 午前 8 時 50 分（開会式）～午後 3 時
場 所	始良市文化会館加音ホール及びグラウンド
内 容	年に 1 度の秋の大収穫祭イベントです。 イベントは 5 つの部に分かれています。 ① 収穫ひろば ・秋の味覚の収穫祭として出店の数々や牛肉販売など ② 生活福祉ひろば ・栄養相談 ・歯科健康相談 ・禁煙相談 ・認知症相談 ・体脂肪、血圧測定コーナーなど ③ 体験ひろば - チャレンジ・ザ・スポーツ ・電子ブロック ・各種広報ひろば ④ 交通安全フェア - さわやか号やひまわり号によるドライビングシュミレーター - やシートベルトコンビンサー体験 ・自動車無料点検コーナー - 自転車一本道わたり体験 ・パン販売など ⑤ ステージショー ・楽しいキャラクターショーや各種ステージショー ・午前午後の大抽選会 ・会場ではピエロによる楽しい風船ショー など 秋の味覚はもちろん健康・体験・交通企画など楽しい企画が目白押しです。 （※現在ちょうど各部で詰めの作業中です。9 月に入ると大部具体化します。）
担 当 課	加治木地域振興課 地域振興係 Tel0995-62-2111（内線 260）
備 考	

昨年のかじき秋まつりの様子



キャラクターショーに集まった子ども達

楽しい体験コーナー



大抽選会の様子

多くの人で賑わう



始良市イベント情報

発表事項	第 21 回 日本一 大楠どんと秋まつり
主 催	日本一 大楠どんと秋まつり実行委員会
日 時	平成 26 年 11 月 16 日（日） 午前 9 時から午後 3 時 （前夜祭 平成 26 年 11 月 15 日（土） 午後 7 時から ）
場 所	蒲生八幡神社・蒲生小学校校庭 （前夜祭 ： 蒲生公民館 ）
内 容	始良市の蒲生八幡神社と蒲生小学校を会場に行う「日本一大楠どんと秋まつり」は、地域住民による手づくりのまつりです。 21 回目の今年は、韓国国楽を学ぶ国立伝統芸術高等学校の学生が参加するほか、太鼓集団「蒲生郷太鼓坊主」及び愛蒲生（アイガモ）レースやたまごのつかみどりなどを企画しています。 【鎮守の森の芸術祭】（蒲生八幡神社） 午前 9 時 30 分～12 時 30 分 ・韓国国立伝統芸術高等学校による「韓国の伝統芸能」 ・蒲生郷太鼓少年太鼓 ・県内外在住アーティスト演奏 ・太鼓集団「蒲生郷太鼓坊主」 【みのりの広場】（蒲生小学校校庭） 午前 9 時～午後 3 時 ・体験コーナー、出店コーナー ・たまごのつかみどり、牛肉の即売会 ・ずばり当てようコーナー ・あいがもレース ・ゆるきゃらイベント ・日本一夫婦カカシの展示 なお、15 日は、午後 7 時から蒲生公民館で前夜祭があり、韓国国立伝統芸術高等学校生徒による「韓国の伝統芸能」、太鼓集団「蒲生郷太鼓坊主」の演奏などがあります。 その他、14 日に、午後 2 時から蒲生小学校において韓国の生徒と蒲生地区小学生との交流会、午後 6 時から韓国の生徒とホームステイ家庭との対面式があります。
担 当 課	蒲生地域振興課地域振興係 TEL0995-52-1211（内線 215）
備 考	

日本一大楠どんと秋まつりの様子



韓国国立伝統芸術高等学校の伝統芸能



蒲生郷太鼓坊主



韓国国立伝統芸術高等学校の伝統芸能

鎮守の森の芸術祭（蒲生八幡神社）



日本一夫婦かかしとサムルノリ蒲生郷

みのりの広場（蒲生小学校）



ゆるきゃらイベント



あいがもレース